

第 2 回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録（案）

平成 25 年 7 月 31 日（水）
 県庁行政庁舎 16 階 教育庁会議室
 午前 10 時から正午

| 次第 | 発言者 | 内容 |
|--------|-----|---|
| 1 開会 | 司会 | 「第 2 回宮城県特別支援教育将来構想審議会」を開会します。開会に当たり、宮城県教育委員会教育長高橋仁より御挨拶を申し上げます。 |
| 2 あいさつ | 教育長 | <p>開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様には日頃から本県の特別支援教育の充実・発展のため御支援・御協力をいただきましてありがとうございます。改めて感謝を申し上げます。</p> <p>前回の第 1 回審議会におきましては、本県の特別支援教育の現状と課題について御説明申し上げ、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきました。</p> <p>また、先月には、聴覚支援学校と名取支援学校を御視察いただき、特別支援学校の現状の一端を直に御覧いただいたところです。</p> <p>現在、文部科学省では障害のある子どもの就学先について、学校教育法施行令の改正に向けた作業が行われており、このことも含めて、特別支援教育の改善に向けた検討作業が進められていると承知しています。</p> <p>こうした国の動きも踏まえながら、第 2 回目となる今回からは、論点を絞りながら委員の皆様から積極的にいろいろな御意見をいただきたいと考えています。</p> <p>今回は、発達障害を含めた障害のある児童生徒に対する支援の在り方や、小・中学校における特別支援教育の体制づくり、学校の狭隘化への対応など、特別支援学校における教育の充実を図るための方策などについて御議論いただきたいと考えています。</p> <p>委員の皆様には、新たな特別支援教育将来構想の策定に向け、引き続き忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> |
| | 司会 | <p>高橋教育長は、所用により退室させていただきます。</p> <p>続きまして、本日の欠席者ですが、お配りしました名簿の備考欄に記載したとおり、5 人の委員の皆様が所用により御欠席です。</p> <p>次に、この会議の成立についてです。当審議会条例の規定により、委員の半数以上の出席で会議が成立します。</p> <p>本日の出席委員は 12 名ですので、過半数により会議が成立していることを御報告します。</p> |

3 議事(1)

- また、この会議は公開となっています。
なお、傍聴に際しては、本会場に掲示しております「傍聴要領」を遵守くださるようお願いいたします。
なお、本日は教育次長の熊野が出席しています。
- 次長 よろしく申し上げます。
- 司会 それでは議事に移らせていただきます。進行は村上会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。
- 会長 早速、議事に入りたいと思います。議事(1)の「第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録(案)」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 第1回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録(案)について御説明します。
この内容は、前回の審議会で皆様からいただいた御意見をまとめたものです。
本日御欠席の5名の委員の皆様も含め、一度皆様のお手元へお送りし内容を御確認をいただいているものです。
- 会長 ただいま事務局から説明をいただきましたが、御意見等ありますでしょうか。
それでは、御意見等がないようですので、議事録については原案のとおりとします。

3 議事(2)

- 会長 次に議事(2)の「小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 資料2を御覧願います。この資料の構成ですが、まず課題を記載し次に第1回審議会で皆様からいただいた主な御意見を、次に参考となる資料、最後に論点を記載しています。
1ページを御覧ください。
課題1の「障害のある児童生徒が小・中学校の通常の学級で学ぶための方策」についてです。
通常の学級には、従来から肢体不自由などの障害のある児童生徒が在籍しているケースがあるほか、平成19年度の学校教育法の一部改正以降、通級による指導を必要とするLD、ADHDの児童生徒が在籍しており、その数は増加しております。

このことから、通常の学級で学ぶためのさらなる支援策が必要であると考えています。前回の審議会では「通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒への対応が必要である」、「子どもたちへの多様な対応を行うため、教員の専門性の維持・充実が課題である」などの御意見をいただいています。

2ページを御覧ください。

参考資料として、県内で通級による指導を受けている児童生徒数の推移と、文部科学省の調査結果をお示ししています。平成24年度は知的に遅れはないものの学習面、行動面で著しい困難を示す児童生徒が、通常の学級に6.5%程度在籍しているという結果が出ております。

この課題では、「障害のある児童生徒が通常の学級で共に学ぶための方策」について御意見をお伺いしたいと考えています。

次に3ページを御覧ください。

特別支援教育に関する校内支援委員会は、県内全ての小・中学校に設置されていますが、多くの学校で年2回以下の開催であることが分かります。

第1回の審議会では「豊富な知識と技術を備えている退職教員のマンパワーを現場で活用する政策があるとよい」などの御意見をいただいています。

この課題では、「特別支援教育に係る校内体制の整備」について御意見をお伺いしたいと考えています。

(2)の「小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進」についての説明は以上です。

会長

ただいまの事務局からの説明で課題が2つ挙げられました。それぞれの課題について皆様の御質問、御意見をいただきたいと思えます。

実際にグラフや表を見ますと、平成18年から平成24年に向かってものすごい勢いで通常の学級に在籍するLD、ADHDの子どもたちが増えている状況です。

もしかするとここに挙がってきてはいませんが、もっと多いのかもしれないです。

いろいろな学校で先生方にお会いすると、大きな問題にするほどではないが、「でも」がつくような学級の様子を伺うことがあります。現在学校にいる先生方もいると思えます。いかがでしょうか。

私から聞いてはいけないのかもしれませんが、通常の学級の先生方がクラスを運営するにあたり、どこを手厚くしなければならぬか悩んでいるということが前回ありましたが、何か具体的なお話しはありませんか。

小学校に戻られた青木先生どうですか。

青木委員

いろいろなことが頭を駆け巡って整理できていないのですが、前回もクラスター方式の学校の横の繋がりが重要だとお話をさせていただいたのですが、地域内の教育資源として、幼稚園や小・中学校、高等学校、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校があります。

それぞれの単体だけでは、子どもたち一人一人の教育的なニーズに応じていくことはなかなか難しい状態ではないかと思います。

一つの学校だけが悩みを多くする必要はもうないと思います。スクールクラスター方式による教育資源の組み合わせがこれからは必要になってくると思います。

これによる学びの保障がこれから取り組んでいかなければならないことであるし、これが実現しないと個別の教育支援計画なども発展しにくいのではないかと考えています。

現実的な学校の課題としては、例えば通級指導教室の経営についてです。通常の学級で学ぶための支援として非常に大切なシステムですが、通常の学級に在籍している発達障害児やその疑いのある児童生徒が通級指導教室を十分に活用しないでいる現状があると思います。

一つは保護者の中に通級させると特別な子どもという目で見られてしまうのではないかと、特別支援学級に入級させるための前段としての通級指導教室であるのではないかという誤解があったり、通級指導教室で行われている指導の中身が十分に御理解いただけていないと思います。

学校としては、保護者だけではなく、通常の学級の児童生徒への啓発をしっかりと行い、思いやりのある学校風土を作っていく必要があるのではないかと考えています。

また、他校通級というのは言語通級指導教室でも行っているのですが、実際に児童生徒の心身の疲労などの負担を考えたり、あるいは移動している間の学習保障を考えた場合、通級指導教室の先生が学校を訪問しての指導を行うことを可能にするための環境整備も必要になってくるのではないかと考えています。以上です。

会長

ありがとうございます。

今言われたように、あまり長い時間ではなくても通級指導教室で勉強していただくとすごく良いだろうと思われる子どもがいても、保護者にはなかなか理解していただけなく啓発が難しい。

他校への通級もやはり子どもには負担だろうと考えるのですが、いろいろな財政的なこともあるので、今までそれが行き渡らなかったと思います。

門脇
委員

他校への通級とは地域から離れた学校ですか。

青木
委員

通っている学校の通学区域外に言語通級の指導教室があり、その教室に通うということです。遠隔地にあるのではなく、通える範囲だと思います。

門脇
委員

我が子は、地域内の学校に昔でいう特殊学級がなく、他校に行かざるを得ず通っていました。1年生に入学してすぐ通っていただけだったので、そこが我が校だと思っていました。地域の子どもたちは我が子を見ると、

他の学校の子どもですから拒否していました。地域の中の学校の特殊学級に入れなくて子どもも大変でしたが、私も保護者や子どもたちの視線が大変でした。

ところが4年生から学級ごと地域に戻ることができ、子どもが幼かったので移動は大変でしたが、子どもたちはとてもやさしく迎えてくれ、保護者にも理解され、やはり地域での学校生活が大事だとつくづく思いました。

会長 ありがとうございます。やはり同じことなのだと思います。学校の中で他の学校に行く子どもと、学校の中で皆で対応するというのが、それが地域と地域外という、範囲は狭いのかもしれないですけど、皆に理解していただく、あるいは皆が理解する。

門脇委員 そういう思いを中学校卒業まで嫌というほどしてきました。今の子どもたちは幸せだし、これが当然のことだと思います、私はいつも地域と言うんです。

会長 今の世の中では、一番大事なことではないですか。そのほか何かありますか。

赤間委員 文部科学省の6.5%という数字は妥当な数字だと思います。
40人学級だと約2～3人は学習面などで著しい困難のある子どもがいるというのは確かに妥当だと思います。

その子どもたちの多くは、学級担任の配慮や学校の支援体制の中でのやりくりで教務主任などが時間を調整して応援に入るという対応で何とかやれる子どもたちではないかと思っています。

通常の学級の先生たちに聞くといろいろ課題があり、学力向上という大きなテーマもあるし、アレルギーへの対応、不登校への対応、けがや事故への対応などとても気を遣って仕事をしています。

40人学級、35人学級とありますが、その中でやはり全体をいかに動かすかと、個にいかに対応するかということの両方が求められるので、いくら頑張ってもできかねることがあると思います。

このような子どもたち、あるいは学級担任を支えるという意味で、学校の組織としては校内支援委員会が100%設置され、キーマンとして特別支援教育コーディネーターがどの学校にもいる時代になりました。

このような子どもたちは、ただ注意しても、ただ頑張れと言ってもだめで、いかに分かるように指導するかが大事だという先生たちの意識も、担任レベルまでだいぶ認識されてきていると思います。それでも補いきれない部分や対応しきれない部分があるので、マンパワーという意味で特別支援教育支援員が入り校内体制でやりくりをしています。それでもなかなか課題の解決が難しい一部の子どもたちが通級指導教室に通うと考えています。

仙台市には小・中学校が約200校ありますが、発達障害の通級は小学校に4校、中学校に1校の5校しかありません。発達障害の診断のある子どもたちだけで1,300人くらいいますが、全員に通級指導が必要かというところではないと思います。仙台市は交通の便が良いですが、それでも通いやすく、地域をカバーするというところで、通級指導教室を設置しているのですが、どんどんニーズが増えており、もう少し増やしていきたいと思っています。今後、通級指導教室を整備していく方向性として、全ての学校に設置していくという方向性なのか、あるいは他校通級ということが当然出てきてしまうのですが、1つのエリアをカバーする方向性なのかをお伺いしたいと思います。

会長 事務局としては、どうですか。

事務局 それらも含めて御審議いただければと思います。宮城県は特別支援学級の設置率が全国的にとっても高く、80%を超える学校に特別支援学級あるいは通級による指導の教室が設置されています。

会長 障害種によっては他校通級もあるかもしれませんが、多くの場合は校内か地域的にカバーすることを維持することが、これからの方向性と考えるとよろしいですね。

事務局 はい。

副会長 1ページにあるように、宮城県の通級指導対象児童生徒数は、現在も多いが、かつては言語がほとんどであった。以前、私が調査した時に横浜市と同じくらいの児童生徒数があり、なぜ言語障害が多いのかと思いました。

今でも言語障害の通級指導対象の中に、LDやADHDの対象のお子さんも含まれているのではないかと思います。LDやADHDのニーズが高ければ、切り替えというとおかしいが、徐々に言語通級を変えていく方法もあると思います。何か資料はないでしょうか。

事務局 御指摘のとおり、当県はことばの教室が他県に比べ多いという状況は現在も続いているのですが、一時期よりは減っており通級による指導の教室がADHD等の通級による指導の教室に変わってきているという傾向も多く見られます。

また、ことばの教室でありながら担当の先生に発達障害の子どもたちへの専門性を高め、対応している学校も増えていると思います。

| | |
|----------|--|
| 会長 | <p>言語の通級に関しては伝統があるので、最初はそれが形となっていたのですが、現在は室長さんが言われたような傾向になってきていると、学校を訪問すると確かに感じます。</p> <p>先ほどお話のあった学校の中の通級指導を現在の形で推進することも、今後増えてくることに対する一つの大きな課題かもしれないと思います。</p> |
| 赤間 委員 | <p>かつて文部科学省の将来の構想の一つとして特別支援教室というものがあり、現在の特別支援学級と通級指導に通ってくる子どもたちと一緒にするような教室をつくりましょうという具体的な提案があったのですが、現状では難しいということになっています。どこの学校にもそのような子どもたちが通えるシステムがあるととても良いと思います。</p> <p>そのような場合に担任の先生の守備範囲というか、私の学校にはそのような教室があるから、少し支援が必要で配慮が必要ならそちらの教室でお願いしますと安易にお願いすることのないように、まずは学級担任の先生たち一人一人が、子どもたちをきちんと理解して対応することがベースにないと、週1回や2回そこに通ったから別人のように変わる、子どもが成長するという事はなかなか難しいので校内の連携はとても必要だと思います。</p> |
| 青木 委員 | <p>私も同感です。校内支援体制といえど誰かが助けてくれるというヒト・モノ・カネの問題がやはり頭に浮かびますが、現在の特別支援教育支援員の方々の力に負うところは学校では非常に大きい。</p> <p>ただし、通常の学級の担任の先生が、発達障害児やその他の子どもたちも自分の学級の児童だという意識をまず持って欲しいし、現在、国や県が推進している学力向上の取組の中には当然障害のある子どもたちも対象として含まれており、分かる授業づくり、できる授業づくりをもっと学校で推し進めていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>特別支援教育支援員の果たす役割は大きく、支援員の専門性をどのように高めていくかを議論していくことも大事ですが、緊急雇用対策という視点でなければ、特別支援学校とか特別支援学級で指導した経験のある、退職した学校の先生などの専門性というのは即戦力になるばかりでなく、経験の浅い先生方への良きアドバイザーとしての役割も担っていただいているということも学校では実感しています。</p> <p>やはり、教師やコーディネーターの専門性の向上とともに、自分も含めてですが、小・中学校、高等学校、特別支援学校の管理職の方々の、特別支援教育に対する専門性とリーダーシップを高めるための研修の体系化が必要だと思います。私は普通学校で教鞭をとってきたので特別支援教育の専門家ではないということを語っていらっしゃる先生もおり、それではやはり学校の中は動いていかないだろうと思います。</p> |
| 会長 | <p>教員養成や現職の先生方の研修も含めて必要な方向性が出てきました。課題1について今日御欠席の委員から何か事務局でお話を伺っていることはないですか。</p> |

事務局 全委員に対し資料をお送りしました。本日御欠席の五十嵐小児科の今先生から御意見をいただいておりますので、簡単に紹介させていただきます。

課題1の部分です。通常の学級で学ぶためにはその場にいることの良さを実感させ、そこにいるために守るべきルールとそれを守ろうとする姿勢の大切さを伝え育てることがやはり大前提となります。

いわゆる発達障害の診断を受けた人だけを対象とせず、どの子にも等しく自分の力と特性に合った目標を設定することと体制づくりが必要と考えます。

会長 ありがとうございます。

先ほど学力向上は様々な困難を抱えた子どもたちを含めてというお話がありました。これは大事な視点であり、今先生の楽しくそこにいられるということは、多分わかるということと深く繋がると思います。このような方向性は、支援員さんや、その他も含め通常の学級でも考えなければならない問題です。

それでは課題2に移ってよろしいでしょうか。

「特別支援教育の校内体制の整備を進めるための方策」についてですが、これについて御質問・御意見をお願いします。

氏家委員 震災直後、沿岸部の子どもたちが平野山間部の学校にいろいろな形で入ることになり、平野山間部で被災地から来た子どもたちを受け入れた先生方への心のケアの研修会に関わらせていただいた際に、先生方から始終聞かされた話しには、うちのクラスにだけ変わった子がよこされてしまった。なぜかうちのクラスにだけいつも変わった子たちがまとめられる。これはきっと上の人たちの私に対する仕打ちがあるのだというような話しを伺い、その子どもたちを見てみると何らかの障害という形で見の方がよい子どもたちでした。

平成17、18年頃からいろいろな形で特別支援教育に関する研修会はスタートしましたが、学校では何らかの濃厚な引き継ぎを受けた子どもたちであれば、あの子はこういう子なのだと分かりますが、実際に個々の先生方が経験の範囲を越えたところで、障害なり今回で言うところのLD、ADHDを含め、この子の場合はどうだと分かっていない状況があり、先生方にとっては相当大変だったのではないかと、私は子どもたちの困り感よりも先生たちの困り感の方がよほど大変だったのではないかと思います。

課題1と課題2の両方に共通することになりますが、特別支援のためだけの特別な研修会というと、先生方は特別支援の方にだけ切り替えて来てしまい、特別支援の教養は身に付くのですが、実際的な実践力、先生としての力量形成には本当の意味での効果は果たせていないようです。学力の問題であるとか、いくつか先生方が日常的に携わる一つとして位置付けられ、特別支援という枠を特別に設けなくても、先生方の知識が

増強できるような研修会やバックアップがないと厳しいということを一昨年肌身をもって感じさせられました。

このような意味で、研修会なりバックアップ体制の明確化が完全に先生方の日常に落とし込んだ形で必要だというのが一つです。

第1回審議会の意見にもあった、退職された先生方のマンパワーとか、先ほどもお話にありましたが、本当は地域に応じた保健師さんに少し応援に来ていただければ、先ほどの特別支援教育支援員さんと同じかもしくはそれ以上に救われるような場合があるのでしょうか、それが正直言うと下手なのではないかという印象があります。学校の隣に役場があったり保健所があっても、保健師さんとうまく連携がとれていない場合や、担任の先生が抱え込みすぎていてこれは特別支援の問題なのだと早々にSOSを出せば対処できるかもしれないのに、先生が必要以上に御自身で何とかしようと思っているうちにクラス経営もうまくいかなくなる。

相談の場で聞かされる場合があり、すぐ応援が出せる仕組みと、すぐ応援にいける人たちの体制が校内と校外を越えて築かれ、個々の先生方がこれは自分一人では負えないというときにすぐできるような基礎知識とそのSOSの出し方があると普通の学校でまだまだやれるはずのことなのということがあります。

会長

ありがとうございます。

応援の体制も含め、通常のクラスの中でおそらくはある程度のサポートで普通に育っていくだろうという子どもたちをどこかで特別な子どもたちという判断を皆がしていることがないわけではないという印象があります。

氏家委員が言われたように、特別支援教育の話となるとそういう頭で考えてしまう。広い意味での子育てというテーマで先生方も保護者も参加できるような研修や支援の体制が必要ということですが、どうですか皆さん。先ほどの学力向上ともまさにそのまま繋がる話しです。

小野寺
委員

課題2で校内委員会の開催が回数的に乏しい状況が示されていますが、校内委員会とは別に担当者会を開催した経験があります。私が中学校で教頭をしていたときですが、教科を担当している教員と担任で、学期プラス1回で開催したことがありました。子どもたちのいろいろな面について理解が図られ、情報の共有ができ、次のステップに繋がることがありました。

現在は開かれた学校づくりということで個々の学校が推し進めています。開かれた学校づくりとは外部に対して開かれた学校づくりなのか、それ以前にまず校内で開かれなければならないと思います。先ほどから先生方のお話を聞いていて、全くそのとおりでと思うのですが、他に頼る前にまず校内で対応していく、中学校の場合だとさらに組織的に良いことができるのではないかと思います。

校長や教頭は授業中の様子や朝の会や帰りの会も含めて必ず自分の目で見なければ、子どもたちの障害の有無に関わらず、次の適切なステップや内部への支援の求め方に繋がらないのではないかと思います。

会長 小学校と中学校のどちらが子どもたちをしっかりと把握できるだろうか
といろいろな所で話を聞くのですがそれぞれのようです。

小学校の先生は朝からずっと一緒なので、何となくこんな感じだと終
わらせてしまう場面もあるらしいですが、中学校は教科で先生が変わる
ので、この教科では良いのだが、この教科ではうまく適応できないとい
う話ができる場面もあるようです。

この子はこれが苦手だがこれは得意だというようなことを、中学校の
担任の方が全体像を把握しやすいと言われることがあります。

やはり小野寺委員が言われたように、学校の中でそれぞれが持っている
クラス、あるいは教科をオープンにできるか開示できるかがとても重
要です。このようなことも含め学校の文化としては、なかなか自分の持
っているものは開けないと思います。

太田 私は学校の中の様子はあまり分からないのですが、会社の中に障害を
委員 持つ人たちが現在9人いるのですが、時々問題が起きます。その都度関
係者が集まりいろいろと話し合いをするのです。

現場で問題が起きた際は、どのように関係者に連絡をし、早くその場
を治め仕事を順調に進めるかを部門長や一緒に働いているパートの方々
と情報を共有し、この子はこのような特徴がありこうなると駄目だとか
これは得意だがこれは不得意だという話し合いを時々するのです。

昨日もそのような話しが出て、連絡方法をどうするかという話しになり、
小野寺委員が話された校内での話と会社内とが似ていると思い学校
も同じだと感じました。職場には遅番や早番があったり、24時間いろ
いろな人間が入り出していたり、担当者がいつもいるわけではないので、
社内でおおかつどの部門のどの人がいるときに何が起き、どのようになり、
このように対応したというものを事後に情報を共有し協力し合うとい
う話し合いをしました。

理想的にうまくいくわけではないのですが、このようなことを積み重
ねてうまくやっていくしかないと思います。

会長 ありがとうございます。

外部と繋がることはとても大事だという意見はずっとあるとおりで
すが、校内での情報の共有は残念ながら校内支援委員会が年に1回か2回
の開催では情報の共有は難しいと思います。

校内支援委員会を活性化する方向で、学校の先生方に考えていただく
ことはとても重要なことだと思います。

赤間 校内支援委員会の開催回数の捉え方ですが、校内支援委員会という
委員 全体会というイメージですが、実際には今お話しに出たように小さいグ
ループでコーディネーターと担任が打ち合わせしたり、あるいは学年会
で話し合いをしている学校は多いと思います。

全体会としては年に1回か2回かもしれませんが、違う形で調査するともっと開催している実態が浮かび上がると思います。

私が小学校の学級を担当していたとき、自分のクラスで不登校になった子がいました。自分のクラスでいじめがあるということは、担任としての自分の力が足りないことの表れなのだという意識があり、小さい芽の段階でそれを学年会や管理職に言うことは勇気が必要でした。もしかすると自分が悪く評価されてしまうのではないかという意識もありました。

しかし、文部科学省から不登校はどこの学校でもどこのクラスでも起こり得るのだと言われ、クラスのことを開示して良いのだ、小さい芽のうちに相談して良いのだと思いつつも安堵しました。

現在は、通常の学級に発達障害の子どもたちが多くいる時代であり、非常に困ってから相談するのではなく、些細なことでも情報交換し合い、どのように対応すれば良いか知恵を出し合えるような意識をもてると良いと思います。

会長

私も県内の小学校数校を年に3、4回ずつ訪問し、先生方に学校の中の通常の学級の話をしてもらいます。そうすると、時々誰々さんはもしかすると発達障害かもしれないとか、誰々さんはもしかするとこのような障害があつて、このような難しさがあるかもしれないという話が出て、先生方で情報共有できることがあります。次に訪問した時には、その問題は無くなっているという経験をしているので、赤間委員が言われたのはもしかするとこの調査に出てこないいろいろな先生方の情報交換はなされており、それをむしろ認めるといったら良いのか、公のものにはならないかもしれないが、うまく機能させることで校内支援委員会にはなくとも良いのではという考えはとても大事ではないでしょうか。

青木委員

これに附随してですが、校内支援委員会の構成委員に、例えば、学校評議員に特別支援教育に長けている大学の先生をお願いしてその方を入れたり、保護者の代表、保健師、民生委員などを入れて、御協力をいただきながら校内支援委員会を進めていくことを現在考えています。

軽度の発達障害の子どもたちへの特別支援教育がとてもクローズアップされていますが、実際にインクルーシブ教育を学校で進めようとする、障害の重い子どもたちへの対応はこれからも避けては通れない状況にあると思います。先ほど教育長さんが、学校教育法施行令第22条の3の認定就学に絡むものだと思いますが、事実上無くなるということになるのかと思いついていましたが、就学指導委員会の在り方も大部変えなければならないと思います。このような流れの中でインクルーシブ教育を推進するためには、従前であれば特別支援学校が適当と判断された重度重複障害の子どもたちも、これからは通常の学級や特別支援学級で学ぶことが保障されなければならないのです。

特別支援学級の国の編制基準は8人ですが、現在は障害が重くなっており、実際に学校で情緒障害の子ども8人は担当できません。ただし、現状としては都道府県の教育委員会において、国の基準を下回る学級編

制の基準を定めることは可能であり、全国的には平均で1学級3人くらいで編制しているのではないかと思います。県の教育委員会では、学級編制や定数の改善も含め、そのための方策を唱えていくことも必要だと思います。

医療的ケアの必要な子どもたちが、今後通常の学級に在籍した場合、看護師を配置することを可能にする施策や、発達障害児のためのスクールカウンセラーや、肢体不自由の子どもへのOT・PTの配置など、専門家チームをどこかが中心となり割り振りしていくことが必要だと思います。

これは妄想に近いですが、例えば訪問看護ステーションの中に看護師さんだけでなくOT・PTやスクールカウンセラーなども配置しながら、市町村の教育委員会から学校支援をお願いされたときには巡回指導できる体制を作ることも重度化に対応する一つの方法ではないか思います。

会長 青木委員が言われた重度化については、インクルーシブの考え方も含め、この後の審議会にも何回か出てくると思います。通常の学級の問題も難しいと思います。

赤間委員 特別支援教育支援員は学校で本当にニーズがあります。県から地方交付税で措置されているので支援員を何人確保お願いしますと言われ、1ページにあるように年々増えている状況だと思います。
今後は県から地方交付税の中に措置されているので積極的に活用して欲しいと市町村にもっと働きかけてもらえると、市町村は動きやすいと思います。

会長 ありがとうございます。

副会長 以前から教育長会議などで周知していると思いますが、市町村長の考え方もあり厳しいところもあると思います。

青木委員 緊急雇用で補助員の方がいますが、本当にこの人たちのマンパワーは大きいので、被災地に対しての時限立法的な配置とするのではなく、是非継続していただきたいと思います。

会長 その人たちがいて成り立っている部分大きいということですね。
先生方は多分たくさん言いたいことがあると思いますが、少し議事を進めてよろしいですか。

3 議事(3)

| | |
|-----|---|
| 会長 | それでは次に議事(3)の「特別支援学校における教育の充実」についてです。教育環境の整備に関する1, 2とそれ以外の3から7に分けて事務局から説明をお願いしたいと思います。 |
| 事務局 | <p>資料3です。</p> <p>「特別支援学校における教育の充実」について御説明いたします。まず、課題1と課題2について御説明いたします。</p> <p>1ページを御覧願います。</p> <p>課題1の「知的障害特別支援学校の教育環境の整備」については、知的障害特別支援学校の児童生徒数は平成32年頃をピークとして増加しその後減少に転じますが、仙台圏域の児童生徒数は横ばい状態が続くのではないかと推測しています。</p> <p>児童生徒数の推移の考え方ですが、平成24年5月1日現在の児童生徒数を基に学年進行に伴う増減のほか、特別支援学級からの入学や特別支援学校中学部、高等部への進学者なども考慮した推計です。</p> <p>前回の審議会では「知的障害特別支援学校の狭隘化対策が必要である」との御意見をいただいております、名取支援学校を御見学いただきました。</p> <p>2ページを御覧願います。</p> <p>知的障害特別支援学校の学級数の推移を記載しています。この10年を見ると学級数は増加し特に高等部の増加が際立っており、教室を確保するためプレハブ校舎を設置している特別支援学校もあります。</p> <p>ここでは、「知的障害特別支援学校の狭隘化解消に向けた方策」について御意見を伺いたいと考えています。</p> <p>3ページを御覧願います。</p> <p>「知的障害以外の特別支援学校の教育環境の整備」についてです。</p> <p>児童生徒数は横ばいかやや減少することが推測され、このことを踏まえた教育環境の整備と社会の変化に対応した学科の再編が必要ではないかと考えています。</p> <p>前回の審議会では「複数の障害種の併置化について検討する必要がある」などの御意見をいただいております。</p> <p>4ページを御覧願います。</p> <p>専攻科の在籍生徒数の推移を記載しています。例年定員に満たない状態が続いています。</p> <p>また、その下には全国の併置校などの状況を記載しています。併置校では知的障害と肢体不自由の併置が全国的には多数を占めており、併設校では聴覚障害と知的障害、視覚障害と聴覚障害の併設の事例があります。</p> <p>この課題では、「複数の障害種の併置化と学科の再編に向けた方策」について御意見を伺いたいと考えています。</p> |
| 会長 | <p>それでは課題1「知的障害特別支援学校の教育環境の整備」についてです。狭隘化という問題がありました。名取支援学校を私たちは訪問させていただきました。現実の問題でした。</p> <p>いかがでしょうか。</p> |

あの日おいでになられなかった委員でも、名取支援学校を含めてご存じだと思いますが、訪問した委員の方々から少しお話いただければと思います。いかがでしょうか。

藤倉
委員

基本的にどのように理解すれば良いかが私自身の課題です。
例えば、以前であれば入学しなかった軽度の子どもたちが、特に高等部を含めて非常に増加している。その現象の背景にあるのは単純に療育手帳等を取得する児童生徒が増えてきているからなのか、あるいは他に要因があり増えているのか、そのあたりの認識について共通理解しなければならぬと思います。

会長

背景の分析なども含め事務局はどう考えていますか。

事務局

国立特別支援教育総合研究所では知的障害特別支援学校の増加の一番の要因として、特別支援教育に対する保護者の理解が浸透したことを挙げています。

先ほど青木委員から通級による指導でも保護者がなかなか拒んで入らないというお話がありました。以前は特別支援学級や特別支援学校においてもそのような保護者が多く、なかなか入らなかった子どもたちも入ってくるようになったこと、そして、医学が進歩し医療的ケアが必要な子どもたちも多く在籍するようになったことが書かれています。

ただし、藤倉委員から御質問のあった軽度の子どもたちがなぜ特別支援学校に増えてきたかということに触れられたものはないと記憶しています。感覚的に感じているのは、特別支援学校を卒業すると就労に繋がる子どもたちがかなり多く、宮城県だと30%くらいの子供たちが一般就労に繋がっています。そうすると必ずしも普通高校などに進学して不登校になるよりも特別支援学校でという考え方をしている保護者の方も増えたのではないかと感じています。教育相談等では子どもたちからもそのようなことを聞きますが、正しい情報かどうかは分からず、はっきりした要因にはならないです。

会長

藤倉委員どうでしょうか。

藤倉
委員

私自身も感じていたことを御説明いただいたと思います。
例えば、現在の傾向を良しとして、狭隘化の解消を図るためハード面の整備をより進めていく方向と、もう一方で課題3のところに出てきますが、特別支援学校の進路指導の在り方をどのように充実させていくのかという方向性が必要になってくると説明を聞きながら感じました。

会長

いかがでしょうか。

青木
委員

特別支援学校の狭隘化対策については5年くらい前に県教委が「特別支援学校教育環境整備計画」を策定したので、どういう形で進捗しているかを例えばホームページに掲載して一般の方々にも御理解していただくことも必要だと思います。

また、校庭がプレハブ校舎で占領され十分に体を動かすこともできない学校もあり、普通教室の数が足りず特別教室も十分に確保されていないために作業学習班を細かく分けられない学校もあります。

先ほどのクラスター方式に戻ってしまいますが、例えば子どもたちが地域の学校に移動していく部分がクリアできるのであれば、近くにある高等学校の広い校庭を使って運動会をしたり、プールを借りたり、農業や園芸の職業科に特別支援学校の高等部の子どもたちが一緒に共同学習にしてみるなど地域の学校の質を共有する施策も考えられ、作業学習や職場学習の一貫としていくことも考えられるのではないかと思います。

市町村立の小・中学校、市立や県立の特別支援学校や高等学校がお互いが持っている教育環境をフレキシブルに、簡単に共有し合えるような関係づくりが大事になると思います。学校を一つ建てるのはとても経費のかかることなので、現在あるものを有効に活用していく視点が大事ではないかと思います。

会長

ありがとうございます。

副会長

青木委員が代わりに話してくれましたが、私も3月まで知的障害の特別支援学校にいましたが、かなり狭隘化は凄かったです。小松島や女川の話は前回しましたが、先ほどのグラフを見ますとそれだけでは狭隘化の解消は難しいと思います。実際に利府支援学校には校庭やプールは無く、プレハブ校舎で校庭がない状態です。特別教室や普通教室は確保しても高等部の生徒が100から150人になり、従前の班編成で作業するのですが一つの教室を作業室に切り替えたりいろいろ工夫はするものの危険な状態となっています。後でも出てきますが自閉症の子どもたちは4割くらいになっており、クールダウンする部屋などを考えると切実な問題だと思います。

宮城県ではまだないのですが、他県では高等学校の空き教室を使って分校や分教室を設置しています。農作業のように部分的に一緒に活動できるものもあると思います。宮城県の考えている方向性をお聞きしたいです。

もう一つは、私が利府支援学校にいたときに富谷校ができ今年で3年目です。限られた地域の小学部だけで児童は現在29人くらいです。狭隘化が少しは解消されたかもしれませんが、それ以上に本校の児童が増えています。実際に分校を経営する校長はいろいろと大変です。常には行けないのですが月に数回は行きます。全国には分校が4つくらいある学校があるのですが、分校に任せっきりであったり情報が途絶えてしまうという話が聞こえてきました。分校や分教室も良いのですが、本校に

対して分校や分教室が多いと管理面がかなり難しいと思います。

会長

なかなかハード面が難しいのは私たちも理解しています。伊藤委員も話されましたがグラフを見ているとそう簡単ではないと思います。高等部だけがなぜ増えているのかやはり気になります。中学校の特別支援学級の卒業生が特別支援学校の高等部にいるとよく聞きますので、そのデータも今後を考える上では必要だと思います。

一般論として高等学校はなかなか受け入れてくれないので特別支援学校の高等部を受けますとか、特別支援学校の高等部は一生懸命に進路指導してくれるが、高等学校では残念ながらそこまで対応していただけないと実情は分かりませんが保護者の思いとして聞こえてきます。

これをどのように解消するかです。先ほどのお話にありました地域の中にある資源の使い方はそう簡単ではないのかもしれませんが、ハード面を考えるとソフト面でいかに補強していくかが大事です。

今日結論を出せるものではないので、次に進んでよろしいでしょうか。それでは課題2です。

「知的障害以外の特別支援学校の教育環境の整備」についてですが、子どもたちの数が減っている聴覚支援学校を視察しました。名取支援学校を見てから聴覚支援学校にいったので、落差が大きくかなりインパクトが強かったです。あれが今の現状で視覚支援学校もそういう状況になっています。子どもたちの在籍数が少なくなってきました。

専攻科の話もありましたが、専攻科の定員や教育体制を落とさないためにどのように対応するかです。もう一つは今盛んに言われている併置や併設です。特別支援教育はそこを一つの眼目にしていくことを十分考えなければいけないことです。

いかがでしょうか。

副会長

宮城県は知的障害の特別支援学校を地域に分散して造った経緯があります。他県では寄宿舎を造りある程度集中させて造ったのでそういう問題もあると思います。

例えば山形県や岩手県の聾学校等では、生徒がどんどん減り一桁台になり、学校自体が難しくなったことが実際にありました。それで2つ以上の障害種を併置する学校もでてきました。本県でも、前の養護学校から支援学校に名称変更のときも色々この課題を考えましたが、実際のところ今も宮城県は山元支援学校だけが病弱がどんどん減り地域の知的障害のお子さんを受入れて一緒にやっています。他県では医療的ケアの対象は肢体不自由の学校が多いのですが、宮城県は医療的ケアの必要なお子さんの8割、9割は知的障害の学校にいます。また宮城県は知的障害の学校でありながら重複する他の障害の子どもたちを随分受入れてきたと思います。よく併置化のお話が出たときに言われてきたのですが、専門性と安全性の保障が一番だと思います。それをどのようにクリアして説明するかが大事だと思います。単純に数が減ったから2つを一緒にしますではかなり乱暴な言い方だと思います。歴史もあり専門性もあるのでその専門性を保障しながら宮城県の現状を理解していただき、有効に

活用したり通える便宜を良くしたりすることが大事だと思います。

この2つをきちんと将来構想の整備として全県的に考えていかなければ、特に仙台圏の狭隘化は解消しないと思います。

会長 聴覚支援のお話がでしたが、歴史があり専門性が高いです。知的障害などにも専門性がありますので、そこをうまくクリアして数合わせではないということを考える必要があります。

藤倉委員 本校は前回もお話したようにまさにインクルーシブ教育の流れをそのまま受け、特に小学部・中学部には児童生徒が入ってきません。全盲のお子さんだと本校に入るケースはまだ継続しているのですが、弱視に関しては地域に密着した学級へという流れの中にあります。

どんどん人数が減る中で他の障害種の学校と併置していく、全国的にはそのような流れも少しずつできてきている話ではあります。その場合課題として感じるのは、伊藤委員が言われたように安全面の問題と専門性をどう維持させていくかが非常に大きいと思います。

例えば安全面でいうと、私はこの間初めて聴覚支援学校に行ったのですが、そのときになるほどと思ったのは階段の下に物が置いてあるのです。耳が聞こえず気配はわからないが目が見えるので、階段を駆け下りてきて横からくる生徒と衝突しないように物が置いてあるという説明を聞き、本校とは全く逆だと思いました。本校では廊下に一切物は置かず、それが安全面を維持する大事なポイントです。やはり障害種の異なるものが一つになったときの安全面がどう保障されるかが、非常に大きな課題であると感じました。

専門性の維持・向上に関しては、今後ますますインクルーシブが進んでいく中で特別支援学校のセンター的機能が非常に重要視されてくると思います。弱視学級などを支援していく専門性は、視覚支援学校の中で実際に弱視教育が行われ、その経験を積み重ねなければ維持・向上しないと思います。

個々の障害に特化した学校を維持していくことは非常に重要であり、今後はセンター的機能をより充実させていく意味でも大切だなと感じています。

例えば、資料の「全国の併置校の状況」の中で、視覚支援が他の障害種と一緒にいるケースがありますが、これらの県では、運用面でそれぞれの専門性を維持する方策をどのように講じているのか、また、何か検討課題はないのかも十分精査した上で併置校を考えていく必要があると思います。

氏家委員 6月頃に視察させていただきました。名取支援学校の下校のバスや車の混雑の後に聴覚支援学校の静けさを見てしまうと何とかならないものかと感じました。個人的な意見としては聴覚支援学校などが良い形で複合化できれば活路が見いだせるのではないかという思いが半分あります。もう半分は、自分自身が以前暮らしていたところで、やはり全県的な

特別支援教育の推進の仕事に関わっていたときに、私は特に何をこうしてあはしてと言ったわけではないのですが、例えば当時でいう聾学校の御卒業生の方から、聾学校を支援学校化することは聾文化に対する侵略か、あなたは他県の人だから当県の聾教育と聾文化について継承されてきたノウハウや卒業生の誇りを踏みにじるのかというメールやお手紙を頂戴しました。誰もが卒業生であるとかその学校で培ってきたノウハウ、先ほど藤倉委員が言われた障害種ごとに培ってきたものが、看板であれ中身であれ消えてしまうかもしくは形が変わるときには人の心の問題もあると思うので、これらも視野に入れきちんと議論した上で制度なりハード面の再活用やリニューアルはしなければならないと思います。単に現状なり将来予測がこうだからというと軋轢が生じる気がします。これまで培ってきたものを踏まえた上で必ずしもスピリットとか培われてきたものが軽視されるわけではないことを押さえた上で、もう一度議論できるのであれば少し生産的な議論ができると思います。

視察校の落差の激しさは大きかったので、仮にこの審議会で意見が全会一致にならなくともいろいろな方向性は考えなければならない時期にさしかかっていると思います。

会長

学校の問題は通常の小・中学校もそうですが、自分がそこにいた時のアイデンティティを失う感覚が必ず発生します。なかなか拠り所が厳しい方々が障害領域にはたくさんいらっしゃるわけですから、聴覚支援学校、視覚支援学校と名前が変わるだけでも大きな問題になったことを踏まえると氏家委員のお話は考えなければならないと思います。どのような形になるにせよ今言われたように私たちはきちんとそこを議論しなければならないと思います。それを含めてハード、あるいはソフト的にどう対応するかだと思います。やはり現実問題として落差は無視できないと思います。

併置や併設も含めもう少し時間がかかりそうですが、よろしいですか。

会長

続いて課題3から7まで事務局から説明をお願いします。

事務局

5ページを御覧ください。

課題3の「進路指導の充実に向けた方策」についてです。

特別支援学校では生徒の能力や適性、希望に応じた進路指導を行う必要があると考えています。前回の審議会では「就職はゴールではなく、スタートである。就職してからが大変である」という御意見をいただいています。参考資料として進路先別のグラフをお示ししています。

この課題では「一般就労を含め、生徒の能力を生かし社会参加につながる進路指導の方策」について御意見を伺いたいと考えています。

次に6ページを御覧ください。

課題4についてです。特別支援学校では「障害の重度・重複化、多様化がみられ、それぞれの児童生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る必要がある」と考えています。前回の審議会では「子どもたちへの

多様な対応を行うために、教員の専門性の維持・充実が課題である」という御意見をいただいています。参考資料として医療的ケアを受けている児童生徒数、自閉症の児童生徒数などをお示ししています。

この課題では「障害の重度・重複化、多様化に対応するための方策」について御意見をお伺いしたいと考えています。

次に7ページです。

課題5についてです。県内に2校ある高等学園の受検者数は100名前後で特別支援学校の高等部へ進学する軽度の知的障害のある生徒も増えていることから、このような生徒に対する高等部の教育の在り方について検討する必要があると考えています。参考資料として高等学園入学者選考状況・高等学園設置年度・学科・定員をお示ししています。

この課題では「軽度の知的障害のある高等部段階の生徒に対する環境整備」について御意見をお伺いしたいと考えています。

次に8ページを御覧ください。

課題6の「交流及び共同学習の推進」についてです。本県では特別支援学校の小・中学部の児童生徒が、住居が所在する学区の小・中学校で交流及び共同学習を行う「居住地校学習推進事業」を行っており、参加率は特別支援学校在籍児童生徒数の30%前後となっています。前回の審議会では「居住地校学習について、通常の学校側からの評価を知りたい」という御意見がございましたので、参考資料に通常の学校の声を記載しています。その他居住地校学習実施状況をお示ししています。交流及び共同学習にさらに多くの児童生徒が参加し、内容的にもさらに充実させるための方策について御意見をお伺いしたいと考えています。

9ページを御覧下さい。

課題7ですが、発達障害などの特別な支援を必要とする児童生徒への対応が幼稚園、小・中学校、高等学校では喫緊の課題となっており、特別支援学校のセンター的機能の充実が求められています。前回の審議会では「地域におけるセンター的機能のさらなる充実が必要である」という御意見をいただいております。また「センター的機能について、通常の学校側からの評価を知りたい」との御意見がありましたので、参考資料としてセンター的機能により助言を受けた学校の声を記載したほか、センター的機能による相談・助言数をお示ししています。

この課題では「センター的機能をさらに充実させるための方策」について御意見をお伺いしたいと考えています。

特別支援学校の教育の充実についての説明は以上です。

会長

ありがとうございます。課題7までは無理かもしれませんが、少なくとも課題5くらいまではいきたいと思っております。

それでは「進路指導の充実に向けた方策について」いかがでしょうか。前回の会議では「就職はゴールではなくてスタートだ」という意見がありました。人生を考えると学校にいるのはせいぜい18歳までです。皆その後の方が人生が長いので学校教育を私たちはどう考えるかです。

青木
委員

通常の学校の特別支援学級に在籍している子どもたちの保護者に聞くと、何とか小・中学校までは特別支援学級に在籍させ、それ以降は特別支援学校が適当であるという意見があります。一番の魅力は進路指導だと言われています。本当にそのとおりではないかと思えます。きめ細やかな個に応じた進路指導が展開されていると思えます。

特別支援学校を見てみると、最重度の生徒たちから高等学園やもしかすると高等学校での学習も可能ではないかという生徒たちも特別支援学校の中に年々多く在籍している。能力差が開く傾向にあるということは以前から言われてきていることですが、このような実態に対応していくためにはどうしたら良いのかというと、やはり社会的、職業的な自立にとって本当に必要な知識や態度を養っていくため、能力別あるいは適性別、進路別という作業班や学習班を設けていく必要があるのではないかと思います。労働人口が減少していく中で、専門分野の作業能力を、知的障害の子どもたちが社会に貢献するという可能性も広がってきていると言われているのです。

やはり目指す進路や適性に合わせた、類型による指導、コース制というものを特別支援学校の中で充実させていくことは、個々に応じた進路指導をしていく上で重要ではないかと思えます。

全国的にも高等学園において職業専門技能を使用する学科やコースが徐々に増設されてきていると聞いていますので、県内の高等学園でもできる限り定数を増大することが特別支援学校の狭隘化の解消にも繋がり、高等学園が仙台市内にもう一つくらい設置されれば子どもたちにとっては心強い大きな支援になると思えます。

厚生労働省の今年の法定雇用率は1.8%でしたが、今年は2.0%に引き上げられています。ただし5割程度の子どものしか就職できていないという実態を踏まえ、労働、福祉、教育が部局横断的に県民にキャンペーンをし子どもたちの就労を促進していく活動をすることが、学校をバックアップし進路を推進していく大事なことだと思います。

会長

ありがとうございます。いかがですか。

先ほどからの議論のとおり手厚い進路指導が狭隘化と密接な関係にあります。

門脇
委員

名取支援学校を見学させていただいたとき、放課後ケアがとても良くできていると感心しました。かなり大勢の子どもたちが学校以外のいろいろな所で生活や勉強しており、その体験は就職に向けてとても大事であると思えます。現在私たちは学校を卒業した我々の会の子どもたちにも必要であると思いとにかくいろいろな所に出しています。我々の会の子どもたちの多くは施設にくる外で働けない子どもたちで、一般企業に就職しても結果的には人との関わりが一番難しく結局また戻って来る。我が子と比べれば優等生の本当に立派な子どもですが、どうもやはり人との関わりが難しい。

学校のコーディネーターや福祉関係のコーディネーターをうまく利用すると、子どもたちも心配なくいけるという保護者の意見を聞いたとき

に、今はいろいろな制度があり先生方にお任せして就職したくないではなく、制度をうまく活用し、一人でも多く社会に出られると良いと思います。学校の先生方も実習の際は2日くらい施設に通い就職に向け奔走していますが、保護者はいろいろな制度をうまく利用したほうが良いと思います。

会長

就職も含め進路とはやはり学校だけの問題ではないということです。先ほど法定雇用率のお話が出ていましたが、保護者の方も地域あるいは社会全体でということです。部局横断というのはとても大事なことで、特別支援教育の方からも声をあげなくてはいけないですし、率先して県がやっていただきたいものと皆さん思うのではないのでしょうか。

また仙台市内への高等学園設置もできれば考えていただきたいということです。多分この問題はここだけでは終わらず狭隘化の問題と全部絡む問題だと思いますので進めてよろしいでしょうか。

それでは次に課題4「障害の重度・重複化、多様化に対応するための方策」についてです。表やグラフを見ていただくとよくわかりますが、重度化・重複化した子どもたちがたくさん在籍しており、医療的ケアは命に関わる問題でもあります。自閉症の子どもたちも増えています。いずれも先生方の専門性が求められ、しかも先ほど青木委員からもお話がありました。いろいろな支援員さんたちや看護師さんなどの医療的な関係の方々も必要となる非常に広範な課題になります。教員の研修も含めいかがでしょうか。

ちなみに宮城教育大学の私どもの特別支援教育総合研究センターで、重度・重複の方々のケアについてワークショップを約50人くらい募集すると百何十人の応募があります。全国的になかなか重度・重複の研修ができかねている現状があるのだと思います。ワークショップには看護師さんや支援員さんもいらっしゃる学校の先生に限定されるものではないですが、なかなか研修内容がつくり難いのだということです。私たち教育関係者だけではなく医療関係者にもお願いし講師になってもらいますので、そういう意味でのマンパワーも必要な課題ではないかと思っています。

それから自閉症の子どもたちが増えています。以前は2割くらいと言われていましたが現在は半分まではいかないですが、学校によってはもっと越えているかもしれないと思います。

以前は知的障害ということで先生方は研修してきましたが、やはりその中に自閉症の子どもたちの研修も含んでいます。どうでしょうか。

氏家
委員

先ほど青木委員がいろいろな他の専門職を活用した話しをされてた中で、出なかったものに介護福祉士という職種があります。例えば東京の辺りだと特別支援学校として介護福祉士の雇用があるそうです。実数やどのように機能しているかはわかりません。例えば高等学校の福祉科の教員が特別支援学校を回りながら、作業療法士や理学療法士が動きや可動域の問題や車椅子をどう使うかということを見て、実際上の介助の部分は介護福祉士が一番ノウハウがあるので対応する。これは医療的ケア

の問題などもでてくるでしょうから看護師さんの方が良いとかいろいろと議論が分かれるところではあるのですが、この機会に宮城県で見られていないような専門職の活用や、こういうところに関与できるかどうかを職能団体に聞いてみるのも良いと思います。逆に介護福祉士そのものの要請が必ずしも高齢者であるとは限らず、若い人でも脊髄損傷などの障害で動けない人へどのようにケアするかを教育されているので活用を図られると良いと思います。

先走ってしまい申し訳ないのですが課題7「特別支援学校のセンター的機能」は1回目のときも申し上げましたが、特別支援学校の先生方で頑張れる部分と、特別支援学校の先生方をサポートする人たちがいてくれると特別支援学校そのものにもたらされる恩恵もあり、特別支援学校の先生方が専門職の方から得た知識を、先生方の横の繋がりで特別支援学校ではない通常の学校にいる先生方へノウハウを提供する形が築ければ、特別支援学校の教育の質も上がるだろうし通常の学校の支援の質も上がると思います。

センター的機能の考え方を特別支援学校のセンター的機能で通常の学校へサービスを提供するというだけではなく、特別支援学校の先生方が他の専門職の良いところを活用し、自分たちの学校にそれを生かしなおかつそれを通常の学校の先生方にもお示しできるという道筋を示せると教育の隙間の部分が埋められると思います。

介護福祉士など我々がすぐには思い浮かばないが実はノウハウを持っている方は進路の部分にもいるのではないかと思います。特に重度・重複の問題は大変だと言われながら本当の意味での対策が講じられなかった部分があると思いますので、既存の職種の中でまだ認められていない専門職に入っていただく部分や可能性があると思います。

会長

介護福祉士はなるほどと思いました。多分そのような学校に入っていく若い方々はお年寄りのためにと考えているのですが、実は介護の対象はそれ以外の重い障害の子どもたちも含めて対象になるのだと学校で教わっているということですので、彼らの就職の間口の広がりにも繋がるのではないかなと考えるととても大事だと思います。

自閉症はどうですか。これもやはりどんどん重い問題になってきていますが。時間がないので自閉症は先送りさせてもらってよろしいですか。

次は課題5の「軽度の知的障害のある高等部段階の生徒に対する教育」についてです。これは今までの議論と相当絡んでおり、進路指導にも絡みますしそういう子どもたちが入ってくる現状も含めて、時間が僅かですが皆さんから御意見をいただきたいと思います。

伊藤
委員

現状をお話ししますと子供たちが小学部から中学部に行くときに、小学校からきた子どもたちとだいたい半数くらいになります。それが高等部になると中学部を卒業した生徒と同じくらいの生徒が入ってきますので小学部からの生え抜きの子どもは約4分の1になります。私はそれを思うと特別支援学校に入ってきたのだから基本的には生え抜きを一番大事にと言ってきました。そのような子どもたちを一番大事にすることで

軽度の人たちに対する指導も充実するだろうと考えています。進路指導面では、専任を2人つけたり緊急雇用の方を2人つけたりし現実的に利府支援学校は2桁の一般就労にもなりかなり多い方でした。そう考えるとなおさら高等部は実態の幅が広く医療的ケアを受けている生徒から一般就労する生徒までいます。今年は運転免許を取った子どもも2人いました。やはり、就職も介護や運送関係等、随分変わってきたという印象を受けました。

今までもやってきたのですが、学校の中の教育課程を先ほど青木委員も言われたように、一本ではなく部分的に分け類型化し就職を目指すとかそれに応じた指導をしていかなければならないと思います。コース別だと入試にも関わってきます。

ただし施設などに通っている子どもの割合の方がずっと多いです。私は今そういう施設に勤めていますが、施設の数も少なく、今年私の施設にも高等部を卒業した人が一人しか入れなくその他は30～40歳くらいの人が多くなりました。施設は卒業も修了もないのでどんどん年齢が上がり、保護者のことも含めて10年後20年後はどうなるのかと思います。また特別支援学校の高等部を卒業したあとの繋がりをどうするかを考えています。

このようなことから、就労移行支援を行う施設との関係も充実させなければなりませんと思います。

会長

ありがとうございます。

教育課程の多様化というのは青木委員も言われたようになかなか類型化は難しく、簡単に分けられないだろうと思います。しかも伊藤委員のお話だと小学部1年から入ってきた子どもが4分の1で、その他の4分の3の子どもたちは支援学級などから入ってくるとなると、その中におけるいろいろな水準が非常に広くなり類型化も必要ですが難しく、特別支援学校だけで対応できるのかとも思います。

地域での対応も考えなければならず単に高等部や高等学園だけではなく、高校との交流を考えなくて良いのだろうか。多分かつてなら高等学校に入っていたのではないかという子どもたちも、特別支援学校の高等部にいるのではないかという憶測がありますが小・中学校と特別支援学校の交流が必要だということですが、その子どもたちのことを考えると高等学校との交流も考えなければならぬのではないかという私的な見解はあります。

それでは今日は課題5までで議論を打ち切らざるを得ないのですが、よろしいでしょうか。

皆さんからいただいた御意見などを今後事務局で少しでも反映できればと思っています。

今日の議事はこれで終了させていただいて事務局にマイクをお返しします。よろしくお願ひします。

司会

ありがとうございました。

次回の審議会ですが10月の下旬を予定しています。

4 閉会

議題は今回に引き続き「小・中学校における特別支援教育の体制づくりの推進」、「特別支援学校における教育の充実」について御議論いただきますとともに、新たに「高校における体制づくりと推進」についても御意見をいただきたいと思いますと考えています。

詳細な日程については会長さんと御相談させていただき、事務局から改めて御連絡したいと考えていますのでよろしくお願いします。

最後に伊藤副会長さんから閉会の御挨拶を頂戴します。

副会長

あっという間に2時間が過ぎました。熱心な議論ありがとうございました。

先ほど村上会長のお話にもあったように、私たちが小学生くらいのときは4、50人くらいクラスにいて発達障害という子どももいなく、変わった子と言われたりしていたのかなと思いました。やはりカテゴリーができたからこういう話にもなっているのかと思いながら、原点はいろいろな人がいることをまず私たちがおさえなければならないとつくづく感じました。

校内体制における校内委員会や個別の支援計画はしなければならないからするのではなく、目的をもう少し明確にし実質的にそれを行うことにより皆が共通理解してその子のためにプラスになるようであれば意味がないと思います。今までは体制づくりをするために国や県でどんどん推進し、まず形をつくり結構良いところまで来たと思うので、今度はその中身を充実させるためにどうしたら良いか真剣に取り組まなければならないと思っています。

国では就学指導体制や制度がどのように変わるか分かりませんが、私たちは将来構想でハード面・ソフト面の両面で充実を図っていく必要があるのではないかと思います。

今日は時間の関係で途中で終わってしまいました但次回3回目もよろしくお願いします。お疲れ様でした。

司会

以上で本日の会議を終了させていただきます。
ありがとうございました。